

○厚生労働省令第二十七号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十条の規定に基づき、食品衛生法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年三月十二日

厚生労働大臣 田村 憲久

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令

食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一中第四百三十一号を第四百三十二号とし、第二十三号から第四百三十号までを一号ずつ繰り下げ、第二十二号の次に次の一号を加える。

二十三 アゾキシストロビン

附 則

この省令は、公布の日から施行する。